

○浦添市産業振興センター・結の街の設置及び管理に関する条例

平成16年6月24日

条例第11号

改正 平成29年6月28日条例第16号

平成31年3月26日条例第6号

(設置)

第1条 市の産業の振興及び発展並びに地域経済の活性化に資するため、産業振興施設を設置する。

(名称及び位置)

第2条 産業振興施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 浦添市産業振興センター・結の街
- (2) 位置 浦添市勢理客四丁目13番1号

(事業)

第3条 浦添市産業振興センター・結の街（以下「結の街」という。）は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 起業家の育成事業
- (2) 産業振興のための人材の育成事業
- (3) 経営等に関する相談又は助言の事業
- (4) 施設の貸出等に関する事業
- (5) その他結の街の設置の目的を達成するために必要な事業

(施設)

第4条 結の街は、次に掲げる施設（附属設備及び物品を含む。）をもって構成する。

- (1) 展示コーナー
- (2) インターネットコーナー
- (3) 支援施設
- (4) 会議室
- (5) 研修室
- (6) パソコン研修室
- (7) ライブライバー
- (8) 開発室
- (9) 入居用施設

ア 中核企業室

イ 創業支援室

(10) 駐車場、ロビーその他便益施設

(指定管理者による施設の管理)

第5条 結の街の管理は、法人その他の団体であって市長が指定するもの（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の指定管理者をいう。以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。

(開館時間)

第6条 結の街の開館時間は、午前9時から午後10時までの間とする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第7条 結の街の休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの間とする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

(利用の許可)

第8条 施設を利用しようとする者は、支援施設及び中核企業室については市長の、支援施設及び中核企業室以外の施設については指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(利用の許可の申請)

第9条 前条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面により、あらかじめ市長又は指定管理者に申請しなければならない。これに変更があるときも、同様とする。

(1) 氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号

(2) 法人その他の団体にあっては、その代表者の氏名及び住所

(3) 利用する施設の種類

(4) 施設を利用する期間及び時間

(5) その他市長又は指定管理者が必要があると認める事項

2 前項の書面には、市長又は指定管理者が必要があると認める書類を添付しなければならない。

3 前条の指定管理者の許可を受けようとする者は、第1項の規定にかかわらず、指定管理者が必要があると認めるときは、簡易な方法により申請することができる。

(許可の基準)

第10条 市長又は指定管理者は、第8条の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、許可してはならない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

- (2) 施設を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1号の暴力的不法行為等をいう。)を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 施設の管理運営上支障があると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、その利用が不適当であると認められるとき。

(平31条例6・一部改正)

(支援施設の利用の許可の基準)

第11条 市長は、支援施設については、第8条の許可の申請をした者が浦添商工会議所でなければ、同条の許可をしてはならない。

(中核企業室の利用の許可の基準等)

第12条 市長は、中核企業室については、第8条の許可の申請をした者が市の産業の集積又は市の産業の市場の開拓に寄与する者であると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。

2 市長は、前項に規定する基準を考慮した上で、中核企業室を利用する者を選定するものとする。

(創業支援室の利用の許可の基準等)

第13条 指定管理者は、創業支援室については、第8条の許可の申請をした者が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する者でなければ、同条の許可をしてはならない。

- (1) 利用しようとする者が成長の可能性が見込まれる事業計画を有し、かつ、事業に着手して3年未満の者又は着手することが確実に見込まれる者であること。
- (2) 新たな事業分野へ進出しようとする者であること。

2 指定管理者は、創業支援室を利用する者については、公募した後に前項に規定する基準を考慮した上で選定するものとする。

3 指定管理者は、前項の規定による創業支援室の公募の時期及び方法その他選定をする際に必要な事項については、市長との協議を経て定める。

(駐車場の利用の許可の基準)

第14条 駐車場の利用の許可の基準については、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

(許可の決定等)

第15条 市長又は指定管理者は、第8条の許可の申請があったときは、同条の許可をする旨又は許可をしない旨の決定をし、当該申請をした者に対し、書面により通知

する。ただし、第9条第3項に規定する申請については、書面により通知しないことができる。

(許可の条件)

第16条 市長又は指定管理者は、管理運営上必要があると認めるときは、第8条の許可に条件を付することができます。

(利用期間等)

第17条 施設（支援施設、入居用施設及び駐車場を除く。）の利用期間は、引き続き7日を超えることができない。ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、この限りでない。

- 2 支援施設、入居用施設及び駐車場の利用期間は、利用許可を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して3年以内とする。ただし、支援施設及び中核企業室にあっては市長が、駐車場にあっては指定管理者が必要があると認めるときは更新することができる。
- 3 支援施設若しくは中核企業室又は駐車場の利用者が前項ただし書の規定により利用期間の更新をしようとするときは、利用期間満了の日の3月前までに、市長又は指定管理者に書面により申請しなければならない。
- 4 第9条第1項及び第2項の規定は、前項の規定による申請について準用する。

(利用料金)

第18条 第8条の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、指定管理者に対し、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

- 2 利用料金は、別表第1から別表第6までに定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 3 利用料金の算定に当たって、その利用が1時間に満たないときは、1時間とみなす。
- 4 利用するための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。
- 5 月の中途において、支援施設、入居用施設又は駐車場の利用を開始し、又は終了する場合の当該月分の利用料金は、日割により計算した額による。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 6 利用者は、利用料金を前納しなければならない。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、この限りでない。
- 7 支援施設、入居用施設及び駐車場の利用料金は、1月ごとにまとめて納入するものとする。

8 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第19条 指定管理者は、次の各号に掲げる事由に該当するときは、当該各号に定めるところにより、利用料金を減免することができる。

- (1) 国、県又は市が主催するとき 免除又は9割以下の減額
- (2) 市が共催するとき 5割以下の減額
- (3) 浦添商工会議所が主催するとき 免除又は9割以下の減額
- (4) その他指定管理者が特別の理由があると認めるとき 免除又は9割以下の減額

2 前項の規定による減免を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面により、指定管理者に申請しなければならない。

- (1) 氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号
- (2) 法人その他の団体にあっては、その代表者の氏名及び住所
- (3) 減免を受けようとする理由
- (4) その他指定管理者が必要があると認める事項

3 前項の書面には、指定管理者が必要があると認める書類を添付しなければならない。

(利用料金の返還)

第20条 既に納入された利用料金は、返還しない。ただし、施設を利用しないについて、利用者の責めに帰さない理由その他の指定管理者が市長との協議を経て定める理由に該当するときは、当該利用料金の全部又は一部を返還することができる。

2 前項ただし書の規定による返還を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面により、指定管理者に申請しなければならない。

- (1) 氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号
- (2) 法人その他の団体にあっては、その代表者の氏名及び住所
- (3) 返還を受けようとする理由
- (4) その他指定管理者が必要があると認める事項

3 前項の書面には、指定管理者が必要があると認める書類を添付しなければならない。

(利用の許可の取消し等)

第21条 市長又は指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その利用を制限し、若しくは利用の停止を命じ、又は利用の許可を変更し、若しくは取り消すことができる。

- (1) 第10条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
 - (2) この条例に違反し、又は市長若しくは指定管理者の指示に従わなかったとき。
 - (3) 利用目的以外の利用又は利用の許可に付した条件に違反したとき。
 - (4) 偽りその他不正な手段により第8条の許可を受けたとき。
 - (5) 支援施設、入居用施設又は駐車場の利用者が3月以上利用料金を滞納したとき。
 - (6) 災害その他の避けることのできない理由により必要があると認められるとき。
 - (7) 公益上必要があると認められるとき。
 - (8) 前各号に掲げる場合のほか、管理運営上支障を及ぼすおそれがあると指定管理者が判断したとき。
- 2 前項の規定によりその利用を制限し、若しくは利用の停止を命じ、又は利用の許可を変更し、若しくは取り消した場合において利用者に損害が生じても、市及び指定管理者は、その賠償の責めは負わないものとする。

(入館の制限等)

第22条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、入館を禁止し、又は退場を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められる者
- (2) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者
- (3) 施設を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがある者
- (4) その他施設の管理上必要な指示に従わない者

(模様替え等の禁止)

第23条 利用者は、施設を利用する場合において、これを模様替えし、又はこれに特別の設備を設置してはならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(権利譲渡等の禁止)

第24条 利用者は、許可を受けた目的以外に施設を利用し、又はその権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用者の原状回復の義務)

第25条 利用者は、施設の利用が終了したとき、又は第21条の規定により、利用を制限され、若しくは利用の停止を命ぜられ、又は利用の許可を変更され、若しくは取り消されたときは、速やかに施設を原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

(損害の賠償)

第26条 施設を汚損し、損傷し、又は滅失した者は、直ちにその旨を市長が必要があ

ると認める事項を記載した書面により市長に届け出るとともに、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減免することができる。

(指定管理者が行う業務)

第27条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 産業の振興に関する事業の企画、立案及び実施に関する業務
 - (2) 施設（支援施設及び中核企業室を除く。）の利用の許可に関する業務
 - (3) 利用料金の収受及び返還に関する業務
 - (4) 施設の維持管理に関する業務
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、施設の管理に関する業務で市長が別に定めるもの
- (平31条例6・一部改正)

(指定管理者の指定の申請)

第28条 第5条の規定による指定を受けようとするものは、次に掲げる事項を記載した書面により、市長に申請しなければならない。

- (1) 名称、住所及び代表者の氏名
 - (2) その他市長が必要があると認める事項
- 2 前項の書面には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 事業計画書
 - (2) その他市長が必要と認める書類
- (指定管理者の選定等)

第29条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当する団体のうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

- (1) 事業計画書による施設の管理運営が利用者の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に發揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。

(平29条例16・一部改正)

(指定管理者が行う個人情報の取扱い)

第30条 指定管理者は、保有する個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他保有する個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 第27条の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知ることのできた個人情報の内容を正当な理由がなく他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(平29条例16・一部改正)

(事業報告書の作成及び提出)

第31条 指定管理者は、毎年度終了後2月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において次条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して2月以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 施設の管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 施設の利用料金の収受の実績
- (3) 施設の維持管理に係る経費の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による施設の管理の実態を把握するために必要な事項

(平31条例6・一部改正)

(指定管理者の指定の取消し等)

第32条 市長は、指定管理者が地方自治法第244条の2第10項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市長は、その賠償の責めを負わない。

(指定管理者の原状回復の義務)

第33条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(指定管理者の指定又は取消しの告示)

第34条 市長は、第29条の規定により指定管理者の指定をしたとき、又は第32条第1項の規定によりその指定を取り消したときは、遅滞なくその旨を告示しなければならない。

(委任)

第35条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平29条例16・一部改正)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年6月28日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成31年3月26日条例第6号)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の第8条の許可を受けた者の利用に係る創業支援室又は支援施設の利用料金については、なお従前の例による。

(準備行為)

3 この条例による改正後の第8条に規定する利用の許可、第18条に規定する利用料金の收受及び第19条の規定による減免に関し、必要な手続その他の行為は、この条例の施行日前においても、行うことができる。

別表第1（第18条関係）

(平31条例6・一部改正)

入居用施設及び支援施設の利用料金

施設名		利用料金
入居用施設	中核企業室	1平方メートルにつき月額 1,700円
	創業支援室	1平方メートルにつき月額 1,100円
支援施設		1平方メートルにつき月額 1,100円

別表第2（第18条関係）

(平31条例6・全改)

研修室の利用料金

(単位：円)

種別	区分	利用料金						
		午前9時～午前12	午後1時～午後5	午後6時～午後10	午前9時～午後5	午後1時～午後10	午前9時～午後10	1時間単位での貸

※この条文の内容は、令和元年10月1日施行後のものです。

		時	時	時	時	時	時	時	出し
大研修室	平日	10,400	14,800	16,300	24,200	27,400	34,600	5,200	
	土曜日	11,800	16,300	17,900	27,600	31,100	39,700	5,200	
	日曜日								
	祝祭日								
中研修室	平日	8,400	11,400	11,700	19,100	22,000	28,500	4,200	
	土曜日	9,600	12,800	13,500	20,700	24,200	30,900	4,200	
	日曜日								
	祝祭日								
小研修室	平日	4,200	5,500	6,100	9,600	11,000	14,300	2,100	
	土曜日	5,100	6,400	7,100	10,400	12,400	15,800	2,100	
	日曜日								
	祝祭日								
控室	平日	2,100	2,100	2,100	3,100	4,200	5,200	1,100	
	土曜日	2,100	2,100	3,100	4,200	4,200	6,300	1,100	
	日曜日								
	祝祭日								

別表第3 (第18条関係)

(平31条例6・全改)

展示コーナー等の利用料金

(単位: 円)

種別	区分	利用料金						
		午前9時 ～午前12時	午後1時 ～午後5時	午後6時 ～午後10時	午前9時 ～午後5時	午後1時 ～午後10時	午前9時 ～午後10時	1時間単位での貸出し
展示コーナー	平日						20,400	2,100
	土曜日						21,300	2,100
	日曜日							
	祝祭日							
開	平日	2,100	3,000	3,100	4,500	5,500	7,400	1,100

※この条文の内容は、令和元年10月1日施行後のものです。

発室	土曜日	2,300	3,200	3,300	5,200	6,200	7,600	1,100
	日曜日							
	祝祭日							
パソコン研修室	平日	4,200	5,500	6,100	9,600	11,000	14,300	2,100
	土曜日	5,100	6,400	7,100	10,400	12,400	15,800	2,100
	日曜日							
	祝祭日							
会議室	平日	3,400	5,000	5,100	7,800	9,600	12,000	2,100
	土曜日	4,100	5,300	6,000	8,500	10,400	12,900	2,100
	日曜日							
	祝祭日							

別表第4（第18条関係）

冷房に係る利用料金

名称	1時間につき利用料金
展示コーナー	1,400円
会議室	200円
大研修室	900円
中研修室	500円
小研修室	300円
控室	100円
パソコン研修室	300円
開発室	100円

別表第5（第18条関係）

附属設備及び物品の利用料金

種別	単位	利用料金
情報機器及びその周辺機器	1日1点につき	8,000円
研修用パソコン	2時間につき（個人）	300円
その他物品	1日1点につき	2,000円

別表第6（第18条関係）

※この条文の内容は、令和元年10月1日施行後のものです。

駐車場の利用料金

種別	利用料金
一般駐車場	無料
入居者用駐車場	1台につき月額 5,000円